

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 新築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記家屋 [ 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 } ] がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因	

年 月 日

秋田県三種町長

# 住 宅 用 家 屋 申 請 書

租税特別措置法施行令	{	(イ) 第41条	{	特定認定長期優良住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 新築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの	}	}
		(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)				

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

三種町長 様

申請者 住所  
氏 名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m <sup>2</sup>
構 造	造
造区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅